



もんだい  
問題 156 **【解答】** <1月6日(火)>

ほんこう さいがいじ きたくこんなん せいと きょうしよくいん しょくりょう いん  
本校には、災害時に帰宅困難になる生徒・教職員ののために、食料・飲  
りょうすいとう こうない びちく なんにちぶん  
料水等を校内に備蓄していますが、何日分あるでしょうか？

こた みっかぶん  
**答え ③ 3日分**

かいせつ  
**【解説】**

とうきょうと きたくこんなんしゃたいさくじょうれい へいせい  
東京都では、「帰宅困難者対策条例」を平成25年4月  
しこう さいがいじ いっせいきたく よくせい きぎょうとう じゅうぎょういん みっかぶん  
に施行し、災害時の一斉帰宅を抑制するため、企業等に従業員の3日分の  
しょくりょうとう びちく どりよくぎむ がっこうききかんり れいわ  
食糧等の備蓄を努力義務としています。「学校危機管理マニュアル」(令和7  
かいてい とうきょうときょういくいいんかい  
年9月改定 東京都教育委員会より)

学校危機管理  
マニュアル

(令和7年9月改訂)

東京都教育委員会